

各 位

東 京 都 千 代 田 区 麴 町 三 丁 目 2 番 4 号
会 社 名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
代 表 者 名 代表取締役社長 岡 田 淳
(コード番号: 7777)
問 合 せ 先 取 締 役 茂 木 龍 平
電 話 番 号 03 (3511) 3440

第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第 36 回新株予約権の発行要項の修正に関するお知らせ

当社は、2025 年 6 月 24 日付の取締役会決議において、2022 年 9 月 30 日付の取締役会決議に基づき 2022 年 10 月 17 日に第三者割当により CVI Investments, Inc.（以下「本保有者」といいます。）に対して発行された第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本既存 CB」といいます。）及び 2023 年 6 月 29 日付の取締役会決議に基づき 2023 年 7 月 18 日に第三者割当により本保有者に対して発行された第 36 回新株予約権（以下、本既存 CB とあわせて「本既存 CB 等」と総称します。）について、それぞれの発行要項を修正すること（以下「本修正」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 修正の理由

当社は、2022 年 10 月 17 日及び 2023 年 7 月 18 日に第三者割当により本保有者に対して本既存 CB 等を発行しましたが、2025 年 6 月 24 日付の取締役会決議において、同じく本保有者に対して、第 9 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）を発行することを決議いたしました。

かかる発行に際して、本既存 CB 等と本新株予約権付社債をあわせた資金調達全体の条件を総合的に検討し、本既存 CB 等の唯一の保有者である本保有者と協議を行った結果、本新株予約権付社債の転換価額の修正については、本既存 CB 等に係る調整条項の適用対象外とすることについて本保有者の同意を取得したので、本新株予約権付社債が本保有者に対して発行されることを条件として、本修正を行うことを予定しております。この結果として、本新株予約権付社債の当初転換価額が本既存 CB 等の転換価額又は行使価額を下回った場合、本既存 CB 等の転換価額又は行使価額は、今般発行を決議した本新株予約権付社債の当初転換価額と同額となりますが、その後、本新株予約権付社債の転換価額が下方に修正されたとしても、本既存 CB 等の転換価額又は行使価額はかかる下方修正の影響を受けません。

なお、当社は、第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債を、2022 年 4 月 11 日付の取締役会決議に基づき 2022 年 4 月 27 日に第三者割当により本保有者に対して発行しておりますが、2025 年 6 月 24 日付の当社取締役会決議において、買入消却する旨を決議しているため、本修正の対象とはなっていません。

本既存 CB 等の発行の詳細につきましては、2022 年 9 月 30 日付「第三者割当による第 6 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 33 回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び 2023 年 6 月 29 日付「第三者割当による第 8 回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第 35 回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第 36 回新株予約権の発行に関するお知らせ」を、本新株予約権付社債の発行の詳細につきましては、2025 年 6 月 24 日付「第三者割当による第 9 回無担保転換社債型新株予約権付社債（リファイナンス）の発行に関するお知らせ」をそれぞれご参照下さい。

当社は、本保有者との間で、2025 年 6 月 24 日付で本既存 CB 等の発行要項の修正に関する合意書を締結しています。かかる合意書においては、本新株予約権付社債が本保有者に対して発行されることを条件として本修正について合意しています。

なお、本修正は、本保有者に有利な条項である転換価額又は行使価額の下方調整条項が適用される範囲を限定するものであり、株主以外の者に対し特に有利な条件となるものではないため、本修正にあたって、当社の株主総会決議は実施されません。

2. 修正の内容

本修正の内容は、別紙のとおりです。なお、本修正の効力発生は、本新株予約権付社債が本保有者に対して発行されることを条件としています。

以 上

(別紙)

(下線部変更箇所)

第6回新株予約権付社債

現行要項	変更案
(前略) 13. 本新株予約権の内容 (中略) (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 (中略) (二) 転換価額の調整 (中略) ② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (中略) (iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、<u>第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権並びに第36回新株予約権及び第39回新株予約権</u>を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合 調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。 (後略)	(前略) 13. 本新株予約権の内容 (中略) (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 (中略) (二) 転換価額の調整 (中略) ② 新株式発行等により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (中略) (iii) 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの、<u>第9回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び第36回新株予約権</u>を除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合 調整後転換価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。 (後略)

第 36 回新株予約権

現行要項	変更案
(前略) 11. 行使価額の調整 (中略) (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (中略) ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債乃至第7回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り	(前略) 11. 行使価額の調整 (中略) (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 (中略) ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたもの及び第9回無担保転換社債型

当てられたもの及び第 39 回新株予約権を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合 調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。 (後略)	<u>新株予約権付社債に付された新株予約権</u>を除く。)の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合 調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。 (後略)
--	---